

大阪公立大学等授業料等支援制度(所得制限なし)Q&A 目次

<用語の解説>

【府の制度】とは、「大阪公立大学等授業料等支援制度」をいう。

【府の制度】のうち、所得制限を撤廃し無償化となる制度を【府の制度】(所得制限なし)、所得制限のある制度を【府の制度】(所得制限あり)という。

【国の制度】とは、「高等教育の修学支援新制度」をいう。

■制度について

Q1:【府の制度】(所得制限なし)は所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか？

Q2:【府の制度】(所得制限なし)のみの申請で授業料全額無償になりますか？

■支援対象となる要件について

Q3:【府の制度】(所得制限なし)の支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

Q4:過去に休学等の理由で留年になった場合、【府の制度】(所得制限なし)の支援対象になりますか？

Q5:大学で長期履修制度を利用する場合は【府の制度】(所得制限なし)の支援の対象になりますか？

Q6:大阪府在住要件について教えてください。

Q7:両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学または交換留学時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか？

Q8:半期休学しました。申請は可能ですか？

■大学等に入学するまでの期間等に関する要件について

Q9:大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか？

Q10:大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか？

■学業成績に関する要件について

Q11:学業成績に関する要件について、学部・学域生の要件②で「a.累積単位数が標準単位数以上であること。(標準単位数の算定等の考え方については、【国の制度】における扱いと同様とする)」と書いてあるのですが、算定方法を具体的に教えてください。

Q12:GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の学生で見られるのかどちらでしょうか？

Q13:自身の成績がGPA上位1/2以上かどうかの確認方法を教えてください。

Q14:大阪市立大学医学部医学科のGPA上位1/2かどうかはどうやって確認できますか？

Q15:前期申請時には新規申請時の成績要件を満たせず申請できませんでした。前期中に挽回し基準を上回ったので、後期は申請できますか？

■利用中の他の経済支援制度について

Q16:現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して授業料を納付しています。【府の制度】(所得制限なし)の申請要件に該当しているので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか？

Q17:現在、他の奨学金制度を利用しています。【府の制度】(所得制限なし)との併用は可能ですか？

■マイナンバー提出について

Q18:マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の

申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか？

Q19:マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています、母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか？

■「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

Q20:学業成績に関する要件について、2年次以上の在学生については GPA が上位1/2以上、その年度の新入生であれば高校の評定平均3.5以上という要件を満たせば、学修計画書の提出は不要なのでしょうか？

■申請必要書類の提出について

Q21:単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

■既に【府の制度】(所得制限あり)の支援対象者になっている方の申請について

Q22:現在、【府の制度】(所得制限あり)を受けていますが、【府の制度】(所得制限なし)に新たに申請する必要はありますか？

■結果通知・授業料の納付について

Q23:結果の確認方法を教えてください。

■【国の制度】との関係について

Q24: 税制上、生計維持者に扶養される子どもが3人以上の多子世帯です。【国の制度】のみ申請すればいいですか？

■その他

Q25:【府の制度】(所得制限あり)の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【府の制度】((所得制限なし)には申請できますか？

Q26:今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に新規申請出来ますか？前期授業料納付分も返ってきますか？

Q27:新規申請で【府の制度】(所得制限なし)の支援対象者となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

大阪公立大学等授業料等支援制度(所得制限なし) Q&A

● 制度について

Q1 【府の制度】(所得制限なし)は所得制限が撤廃されますが、マイナンバー情報の提出は必要ですか？

A1 【府の制度】(所得制限なし)の支援区分に該当するか(【国の制度】の支援区分に該当しないこと)の確認のため、学部・学域生はマイナンバー情報の提出が必要です。【府の制度】(所得制限なし)対象の大学院生は提出不要です。

Q2 【府の制度】(所得制限なし)のみの申請で授業料全額無償になりますか？

A2 学部・学域生は【国の制度】の支援区分に該当する場合、【府の制度】(所得制限なし)と【国の制度】の両方に申請することで全額無償となります。【国の制度】と【府の制度】(所得制限なし)は別制度となり、自動的に申請となるものではありません。支援を希望される場合は、それぞれの制度の申請を行う必要があります。また、2025年度4月からは【国の制度】において所得制限のない多子世帯への支援拡充が実施され、該当する場合は【国の制度】で授業料全額無償となります。この場合、【府の制度】(所得制限なし)の支援は行われませんのでご注意ください。多子世帯に該当する場合は【国の制度】に申請が必須となります。大学院生の場合、申請要件を満たしている場合は、【府の制度】(所得制限なし)のみで全額無償となります。

● 支援対象となる要件について

Q3 【府の制度】(所得制限なし)の支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

A3 令和6年度から所得制限を段階的に撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の無償化を予定しています。

所属 \ 年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
法科大学院3年次	(所得制限なし)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
法科大学院2年次	(所得制限あり)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
法科大学院1年次	(所得制限あり)	(所得制限あり)	(所得制限なし)
大学院 (修士・修士前期課程)2年次	(所得制限なし)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学院 (修士・修士前期課程)1年次	(所得制限あり)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学 5、6年次 (6年制学科のみ)	(所得制限なし)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学4年次	(所得制限なし)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学3年次	(所得制限あり)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学2年次	(所得制限あり)	(所得制限なし)	(所得制限なし)
大学1年次	(所得制限あり)	(所得制限あり)	(所得制限なし)

修業年限内で卒業・修了が見込まれる者が対象となります。※留学生は除きます。

以下の理由で留年となった者は支援の対象外となります。ただし、下記①、②に該当することなく、過去に病気等の理由で休学し、修業年限内で卒業・修了する見込みのある者は制度の対象となります。

- ① 過去に学業不振等により進級ができず留年となった者
- ② 在籍期間が修業年限を超過し留年となった者

Q4 過去に休学等の理由で留年になった場合、(所得制限なし)の支援対象になりますか？

A4 病気等の理由で休学をした期間を除く、在学月数が以下を満たす場合は、申請が可能です。

ただし、支援は最短修業年限までとなります。

【府の制度】(所得制限なし)申請対象となる在学月数

最初に(所得制限なし)の対象 となる年度 所属	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
学部・学域	36か月以上	12か月以上 ※2、3年次編入の場合は入学時より対象	入学時より対象
法科大学院	24か月以上	12か月以上 ※但し、成績事由での留年なしで2年次に進級している場合のみ ※2年短縮型の場合は入学時より対象	
大学院 (修士・修士前期課程)	12か月以上	入学時より対象	

Q5 大学で長期履修制度を利用する場合は【府の制度】(所得制限なし)の支援の対象になりますか？

A5 対象となります。ただし、職業を有している場合や修業年限を超える年次は対象となりません。大学院生の場合は、対象となりません。

Q6 大阪府在住要件について教えてください。

A6 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に(所得制限なし)の対象となる年度の4月1日を基準日として、3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となります。

Q7 両親の在住要件は満たしているが、学生本人のみ認定留学(※1)または交換留学(※2)時に住民票を異動してしまった場合、申請可能でしょうか？

A7 申請可能です。申請者(学生本人)と生計維持者(原則、父母)及び扶養親族等全員(続柄記載のもの)に関する市町村発行の住民票の写し(発行日から3か月以内、マイナンバーの記載がないもの)を提出していただき、住所を確認させていただきます。

その他の休学による留学については認められません。

※1認定留学 学術交流協定に基づく交換留学以外の形態で在学期間中に海外留学をする場合、一定の条件を満たすことにより、在学しながら留学することが認められる制度です。留学先で取得した成績は、

審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

※2交換留学 大学の学術交流協定締結校に1学期間または1年間留学するプログラムです。大学に在学したまま海外留学でき、留学先で取得した成績は、審査を経て大学の単位として認定される場合があります。

Q8 半期休学しました、申請は可能ですか？

A8 申請するにあたり、学生等の要件、申請対象となる在学月数を満たし、申請対象の学年に属していることが必要です。申請を希望する年度の4月に申請対象となる学年に進級したとしても在学月数を満たしていない場合は申請ができません。在学月数を満たした時点で申請可能となります。後期の時点で在学月数を満たす場合は、10月(後期)に申請を行ってください。その場合の、在住要件基準日は、その年の4月1日となります。

● 大学等に入学するまでの期間等に関する要件について

Q9 大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は、申請は出来ますか？

A9 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者が申請可能です。浪人生の場合、2浪までは申請可、3浪は申請不可です。

例)令和 7(2025)年度入学生の場合

令和 4 年度(2023 年3月)～令和 6 年度(2025 年3月)に高等学校等を卒業した者

Q10 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか？

A10 原則、大学院入学の前年度末年齢が24歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者が対象となります。

ただし、以下①、②に該当する場合は申請対象となります。

① 留学及び病気による休学を経て大学院に入学し、入学の前年度末年齢が25歳の場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院に入学した者のうち、大学院入学の前年度末年齢が25歳の者について、大学在学中に留学または病気のために1年間休学した者については、支援対象となります。該当する場合は、在学期間証明書(大学指定様式)を申請書類と共に大学へ提出してください。

② 研究生を経て大学院に入学する場合

大学を卒業した後、引き続いて大阪公立大学大学院の研究生となり、さらに引き続いて同大学院に入学した、大学院入学前年度末年齢が24歳以下の方であれば支援対象となります。(対象となる者は大阪公立大学大学院及び大阪公立大学工業高等専門学校(旧大阪工業大学)の研究生とし、対象となる期間は1年とします。)該当する場合は、出身大学の卒業証明書を申請書類と共に大学へ提出してください。

● 学業成績に関する要件について

Q11 学業成績に関する要件について、学部・学域生の要件②で「a.累積単位数が標準単位数以上であること。(標準単位数の算定等の考え方については、【国の制度】における扱いと同様とする)」と書

いてあるのですが、算定方法を具体的に教えてください。

A11 高等教育の修学支援(所得制限なし)(【国の制度】)の在学新規採用時の学業成績に関する要件は以下の①、②のいずれかです。

① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)が上位1/2以上であること

② 次の a. b.いずれにも該当すること

a.累積修得単位数が標準修得単位数※以上であること

※ 標準修得単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数※1

b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

標準修得単位数は進級・卒業に必要な単位数となります。進級要件は各学部・学域の履修概要等で確認をしてください。

※1 標準修得単位数は、所属の学部・学域により異なる場合があります。自身の所属する学部・学域の標準修得単位数については、毎年度4月に学生Navilにて公開します。

Q12 GPAは学部・学域全体で見られるのか、学科・学類で見られるのか、課程の学生で見られるのか、どちらでしょうか？

A12 学部・学域/学科・学類/学年別の算出となります。

Q13 自身の成績がGPA上位1/2以上かどうかの確認方法を教えてください。

A13 累積GPA上位1/2の基準値は毎年度4月に学生Navilにて公開します。ご自身の成績は「学生ポータル(UNIPA)>成績照会」で「GPA値」、「修得単位」を確認してください。

Q14 大阪市立大学 医学部医学科の GPA 上位1/2以上かどうかは、どうやって確認できますか？

A14 大阪市立大学 医学部医学科に在籍する学生(2021年度以前入学)は、GPAによる算出ができないため、過去において留年することなく進級している者であれば申請が可能です。

Q15 前期申請時には新規申請時の成績要件を満たせず申請できませんでした。前期中に挽回し基準を上回ったので、後期は申請できますか？

A15 新規申請時の成績要件は前年度末の成績を基準とするため、同年度内に再度新規申請された場合は申請要件を満たしていないため、申請しても不採用となります。

● 利用中の他の経済支援制度について

Q16 現在、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用して授業料を納付しています。【府の制度】(所得制限なし)の申請要件に該当しているので、貸与型奨学金は継続しなくてもよいでしょうか？

A16 現時点の判断ではなく、【府の制度】(所得制限なし)の減免結果通知後にご検討いただくことを推奨いたします。申請結果の通知時期については、申請要領をご確認ください。

Q17 現在、他の奨学金制度を利用しています。【府の制度】(所得制限なし)との併用は可能でしょうか？

A17 はい、可能です。給付型・貸与型を問わず、【府の制度】(所得制限なし)では併用の制限はありません。ただし、民間奨学金等では、授業料減免制度との併用不可と定めている場合がありますので、ご自身でご確認のうえ申請を検討してください。

● マイナンバーの提出について

Q18 マイナンバー提出書のセットの封筒に「マイナンバーを利用した申請は、原則として、地方住民税の申告が必要です。」と記載がありますが、学生本人が申告するのですか？

A18 課税対象となる所得のある方が年末調整や確定申告を行っていない場合、マイナンバーで課税情報の確認が出来ませんので、市町村役場において申告が必要となります。課税対象となる所得のない方については、いずれか一方の生計維持者の税法上の扶養に入られていることが確認できる場合は、申告の必要はありません。

Q19 マイナンバーの提出が必要な生計維持者とは収入のある親のことを指すのでしょうか。父が働き家計を支えています、母は専業主婦のため収入はありません。この場合、マイナンバー提出が必要な生計維持者は父のみでよいですか？

A19 本制度での生計維持者の定義は原則、父母(ひとり親の場合はその一方)です。収入の有無・多寡は問いませんので、ご両親お二人と学生本人のマイナンバーを提出してください。

● 「学修計画書」の提出について【学部・学域生】

Q20 学業成績に関する要件について、2年次以上の在学生については GPA が上位1/2以上、その年度の新入生であれば高校の評定平均3.5以上という要件を満たせば、学修計画書の提出は不要なのでしょうか？

A20 はい、提出は不要です。自身で要件を満たしていることを確認されている場合は学修計画書の提出は不要です。ただし、審査の過程で要件を満たしていないことが確認された場合は、不備により追加提出をご案内します。

● 申請必要書類の提出について

A21 単身赴任期間証明書について、申請受付日に提出が難しいのですが、その書類のみ遅れて提出することは可能ですか？

Q21 提出に該当する書類は原則すべて、申請受付時に提出してください。ただし、やむを得ない理由で提出が出来ない場合は、事前に学生課に連絡のうえ、申請受付時に提出可能日をお知らせください。

● 既に【府の制度】(所得制限あり)の支援対象者になっている方の申請について

Q22 現在【府の制度】(所得制限あり)を受けていますが、【府の制度】(所得制限あり)に新たに申請する必要はありますか？

A22 現在支援を受けている場合、継続手続きを行うことにより、府議会での予算承認後、自動的に【府

の制度】(所得制限なし)の新規申請と読み替える予定です。必ず期間内に継続手続きを行ってください。

- 結果通知・授業料の納付について

Q23 結果の確認方法を教えてください。

A23 学生ポータル(UNIPA)にて通知します。結果通知の時期、入学料、授業料等の取扱いについては申請要領をご確認ください。

- 【国の制度】との関係について

Q24 税制上、生計維持者に扶養される子どもが3人以上の多子世帯です。【国の制度】のみ申請すればいいですか？

A24 在学中、毎年度行われる支援区分見直しで、同一の生計維持者に扶養される子どもの人数が3人以上に変わりが無いことが確定している場合は、【府の制度】(所得制限なし)の実質的な支援対象となることはありませんので、【国の制度】のみの申請で構いませんが、扶養される子どもの人数が減少(3人未満)になる可能性がある場合は、【国の制度】・【府の制度】両制度への申請を推奨します。

- その他

Q25 【府の制度】(所得制限あり)の支援を受けていましたが、成績不良により今年度は支援が「停止」となっています。【府の制度】(所得制限なし)には申請が出来ますか？

A25 今年度末の成績の適格認定において、「継続」相当の成績に回復されていることが確認された場合は、次年度より支援再開となります。大学で確認を行い支援再開の対象となられた場合は、3月に学生課より必要な手続きをご案内します。なお、今年度の成績の適格認定において「継続」相当の成績への回復がみられない場合は、「廃止」となり、以後卒業まで【府の制度】の支援を受けることはできません。

Q26 今年度4月の新入生です。前期に新規申請できませんでした。後期に新規申請出来ますか？前期授業料納付分も返ってきますか？

A26 はい、申請可能ですが、過去に遡っての支援はありませんので、新規申請以降の授業料に対して認定区分に応じた支援が行われます。ただし、入学料については、入学年度の前期(4月)に申請された方のみが対象となりますので、後期申請では適用されません。

Q27 新規申請で【府の制度】(所得制限なし)の支援対象者となれば、卒業までずっと授業料が全額無償になりますか？

A27 新規申請で支援対象者と認定された後は、半期に1度の継続手続きを実施し、支援対象者としての要件を確認します。継続手続きを所定の期間内に行わない場合や支援対象となる要件を満たさなくなった場合は、支援は停止又は、廃止されます。また、【府の制度】は【国の制度】の上に成り立つ制度のため、学部・学域生については、【国の制度】の支援区分に該当する部分の支援は【府の制度】では行いませんので、授業料全額免除となるためには、状況に応じて【国の制度】への申請が必要になります。